袋井市農業委員会総会議事録

1　開会の日及び場所　令和８年４月17日（金）午後１時30分～午後3時00分
袋井市役所３階　301号室

2　議事の構成　農業委員16名

出席委員

１番	松田　博久	２番	大庭　嘉則
３番	永井　英男	４番	石黒　正幸
５番	岩井　俊弘	６番	永田　勝美
７番	西村淳子	８番	村松　惠美子
９番	金井　義人	10番	松本　芳廣
11番	村松　保男	12番	加藤　元章
13番	金原　純一郎	14番	渥美　敦子
15番	松浦　重信	16番	安間　啓一
17番	杉山　秀樹	18番	名倉　広行
19番	湖東　隆	20番	藤原　鉄男
21番	長島　敏彦	22番	中条　文義
23番	埋田　正直	24番	村松　恭光
25番	松浦　章丈	26番	古川　伸一郎
27番	柴田　久仁秋	28番	大石　衛

欠席委員

3　事務局

農政課長	１人
参事兼係長	１人
農地利用係主査	２人
農地利用係主事	２人

4　議　事

事務局 （足立）	それでは、次第に従いまして総会に入ります。議事につきましては「会長」の進行でお願いします。
会長	それでは、ただいまから４月の総会を開会いたします。 最初に、日程第１「議事録署名人の指名」を行います。

議事録署名人は、総会会議規則第18条第２項の規定に基づき、「８番　村松恵美子委員」、「10番　松本　芳廣委員」を指名いたします。

次に、日程第２、「議第１号　令和７年度袋井市農業委員会活動報告について」、「議第２号　令和７年度袋井市農業委員会活動計画について」を議題といたします。

事務局から一括して説明をお願いします。

事務局
（大髙）

それでは、２ページをご覧ください。

令和７年度袋井市農業委員会活動報告について、ご説明申し上げます。

令和７年度は、農地法に基づく許可申請事務のほか、

地域計画の見直しに向けた取組や営農型太陽光発電事業に伴う農地転用手続きなどを中心に、総会や主に合同部会を実施いただきました。

それでは、主な業務についてご説明申し上げます。

３ページをご覧ください

農地法に基づく事務につきましては、

ア　農地法第３条に関しては、売買の件数が38件で、合計で78件、221,600㎡余となりました。

令和６年度の売買45件、合計55件、99,984㎡余と比較して、合計申請数及び合計面積が増加しました。

イ　第４条、第５条関しては、第４条が14件で令和６年度から２件から増加し、第５条が139件で令和６年度から７件減少しました。

次に（４）中間管理事業に関する事務につきましては、農地中間管理機構をとおした農地貸借権利設定でございまして、令和７年度の権利設定については888筆、10,466ａと、令和６年度831筆、9,235ａから大幅に増加しております。

相対による利用権設定が行われなくなった初年度であることから、設定筆委数及び設定面積が増加したものと考えています。

４ページをご覧ください。

３　研修、講習会、情報交換会の実施及び参加につきましては、
令和７年４月16日にテクノファーム袋井等市内農業関連施設の視察研修
、
令和７年11月４日に西部地区農地利用最適化推進研修会への参加、令和
７年11月７日に富士宮市及び牧之原市にて営農型太陽光発電事業優良事例及び基盤整備地優良事例の視察を行いました。

以上、議第１号の説明とさせていただきます。

事務局
（大髙）

引き続き議第２号　令和８年度袋井市農業委員会活動計画について
ご説明申し上げます。

議案５ページをご覧ください。

特に、重点的に取り組む項目としては、
１　地域計画（目標地図）の推進として、地域計画の目標達成に向けて、地域計画の見直しや現在進めております空き温室等の利活用を進めていきたいと存じます。

２　荒廃農地の発生防止と再生利用については、現在、笠原地区で進んでおります、和栗による荒廃茶園の再生の推移を中心に荒廃農地の解消等を進めてまいります。

次に、６ページをご覧ください。
農業委員会等の開催日程でございます。
例年同様に毎月１６日の開催を基本に予定をしており、毎月下旬には、農地転用事前審査会を予定しておりますので、よろしくお願いします。

また、農業振興部会と農地利用最適化推進委員会ですが、昨年同様に合同部会の開催を基本として、必要に応じて、別々の開催を予定したいと思います。

つきましては、本日の案件であります、令和８年度袋井市農業振興予算と主要事業につきましても、共有すべき内容となりますので、総会後、合同部会とさせていただきたいと存じますので、ご了承願います。

最後に、促進計画、農地バンク事業及び袋井市農地銀行活動計画について、でございますが、例年同様に、年４回の利用調整会議を開催し、農業委員会審査前に農地中間管理事業による権利設定に係る事前審査を行ってまいります。

また、令和７年度から、利用権による農地の貸し借りがなくなり、促進計画に一本化されましたことから、引き続き、地権者、耕作者にわかりやすい事務手続きに努めてまいります。

以上議第２号の説明とさせていただきます。
ご審議、よろしくお願いします。

会長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑等に入ります。
順次発言を許します。何か補足意見やご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。
お諮りいたします。
議第１号及び議第２号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＝　異議なしの発言　＝

ご異議なしと認めます。
よって議第１号及び議第２号については、承認することに決しました。
次に「議第３号　農地法第３条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
（宇津山）

それでは９ページをご覧ください。

議第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」
農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第３条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めま

す。
令和８年４月17日、袋井市農業委員会長　永田勝美。

【１】
[redacted]
[redacted]から、[redacted]への所有権移転になります。
申請地は、株式会社SDC袋井パーツセンターの北東にございます。
受人は10年程前から申請地を借りて耕作をしており、渡人が所有地整理のため受人に売買の相談をしたところ、合意に至りこの度申請がございました。
作付け予定につきましては、従前どおり水稲となっております。

【２】
[redacted]
[redacted]から、[redacted]への所有権移転になります。
申請地は、萱間神社の南にございます。
申請地の北側に茶畑を所有している受人は長期間に渡り申請地も含めて自身の所有地と誤認し管理しておりましたが、国土調査の結果、地権者が別にいることが発覚したためこの度申請がございました。
作付け予定につきましては、茶となっております。

続きまして、10ページをご覧ください。

【３】
上山梨[redacted]
[redacted]から、[redacted]への所有権移転になります。
申請地は、JA遠中セレモニア袋井の北東にございます。
渡人と受人は血縁関係にあり、従前より苗を育てるために利用しておりました。
この度は生前贈与をしたいということで相談があり、申請がございました。
作付け予定につきましては水稲用の苗となっております。

以上、田、4,647㎡、畑、71㎡、計、4718㎡でございます。
以上でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑等に入ります。
順次発言を許します。何か補足意見やご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。
お諮りいたします。
議第３号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＝　異議なしの発言　＝

ご異議なしと認めます。
よって議第３号については、承認することに決しました。

次に「議第４号　農地法第４条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
（藤井）

それでは、11ページをご覧ください。
議第４号「農地法第４条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第４条第１項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。
令和８年４月17日、袋井市農業委員会長　永田勝美

【１】
浅岡[redacted]につきましては、
[redacted]が事務所兼住宅敷地拡張のために転用申請するもので、申請地は第３種でも第１種でもない農地のため、第２種農地と判断いたしました。
タブレット参考資料８ページ４－１をご覧ください。

申請地は浅羽西コミュニティーセンターの北側の農地になります。雨水は東側排水側溝に流します。

以上、計１件、田 126㎡でございます。

以上でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑等に入ります。
順次発言を許します。何か補足意見やご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。
お諮りいたします。

議第４号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＝　異議なしの発言　＝

ご異議なしと認めます。
よって議第57号については、承認することに決しました。

次に「議第５号　農地法第５条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
（藤井）

議案のご説明に入らせていただきます前に、本日の議案にて、差替がございますので、ご説明申し上げます。
議案の13ページ及び、本日机の上に置かせていただきました差替議案をご覧ください。
議案番号２番につきまして、転用目的及び、建築面積等が自己用住宅となっておりますが、正しくは転用目的が事務所兼自己用住宅、建築面積等は事務所兼用住宅となりますので、差替をしております。
お詫びを申し上げます。

議案のご説明に移らせていただきます。

それでは、12ページをご覧ください。

議第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」農地を農地以

外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第５条第１項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

令和８年４月17日、袋井市農業委員会長　永田勝美

【１】

大門[redacted]につきましては、[redacted]から[redacted]へ賃貸借により、自己用住宅として転用申請するもので、申請地は第１種住居地域のため、第３種農地と判断いたしました。

タブレット参考資料5-1をご覧ください。

申請地はココカラファイン袋井店の北側の農地になります。

雨水は西側道路側溝に流し、汚水は西側の公用下水道へ排水します。

なお、申請地については令和８年１月に貸し駐車場で許可を受けていたものを今回自己用住宅として申請するため、計画変更の申請が同時に提出されております。

続きまして、13ページをご覧ください。

【２】

豊沢[redacted]につきましては、[redacted]から[redacted]へ所有権移転により、事務所兼自己用住宅として転用申請するもので、申請地は街区に占める宅地割合が40％を超えるため、第３種農地と判断いたしました。

タブレット参考資料5-3をご覧ください。

雨水は西側道路側溝へ流し、汚水は合併浄化槽を通じ、西側道路側溝へ排水します。

【３】

豊沢[redacted]につきましては、[redacted]から[redacted]へ使用貸借により自己用住宅として転用申請されるもので、申請地は街区に占める宅地割合が40％を超えるため、第３種農地と判断いたしました。

タブレット５－３をご覧ください。

申請地は厄除けだんご製造工場の東側の農地になります。

雨水は西側排水側溝へ流し、排水は合併浄化槽を通じて西側排水側溝に排水します。

【４】

山田[redacted]につきましては、[redacted]から[redacted]へ賃貸借により、営農型太陽光発電施設として９年４か月間の一時転用として申請されるもので、申請地は農業振興地域内の農用地区域、所謂青地農地となっております。

タブレット参考資料5-4をご覧ください。

申請地はドーピー建設工業株式会社の北西側の農地です。

雨水は自然浸透します。

本案件につきましては、令和8年２月17日に地域計画の協議の場を開催いたしました。

協議のなかで、これまでの耕作状況が良好であること、金井正弘氏は袋井市内での認定農業者であることから、９年４か月での一時転用期間ということで、合意に至りました。

14ページをご覧ください。

【５】

宇刈[redacted]につきましては、[redacted]から[redacted]へ所有権移転により、系統用蓄電池のために転用申請されるもので、申請地は第３種でも第１種でもない農地のため、第２種農地と判断いたしました。

タブレット参考資料5-5をご覧ください。

申請地はさわやか本社工場の南側にございます。

雨水は自然浸透します。

【６】

浅羽[redacted]につきましては、[redacted]から[redacted]へ所有権移転により、系統用蓄電池のために転用申請されるもので、申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えるため、第３種農地と判断いたしました。

タブレット参考資料5-6をご覧ください。

申請地は浅羽山の手公会堂の南東にございます。

雨水は自然浸透します。

【７】

松原[redacted]につきましては、[redacted]から[redacted]へ30年間の使用貸借により、自己用住宅のために転用申請されるもので、申請地は街区に占める宅地の割合が40％を超えるため、第３種農地と判断いたしました。

タブレット参考資料5-7をご覧ください。

申請地は松原研修センターの西側にございます。

雨水は南側道路側溝へ流し、汚水は合併浄化槽を通じ、南側道路側溝へ排水します。

【８】

初越[redacted]につきましては、[redacted]から[redacted]へ賃貸借により、令和８年12月25日までの約８か月間、駐車場として一時転用の申請がされるもので、申請地は街区に占める宅地の割合が40％を超えておらず、10ha以上の一団の農地のため、第１種農地と判断いたしました。

タブレット参考資料5-8をご覧ください。

申請地は株式会社マルブンの北側にございます。

雨水は南側道路側溝へ流します。

以上、８件、畑：2949㎡でございます。

以上でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑等に入ります。
順次発言を許します。何か補足意見やご質問等ございませんか。

村松委員

５番の字刈については、地理的に高い場所に位置しており、南側に鉄工場を含めて宅地が３か所あります。
1000㎡を下回っているので調整池の設置は義務付けられていないが、雨水等の対策として何らかの対応は必要であると考えます。
また、[redacted]の設置事業者は県外の事業者が殆どであり、連絡が円滑に取れません。
[redacted]についての地元自治会への説明、事故発生時に連絡を円滑に取れるよう、お願いをしたいわけですがいかがでしょうか。

会長

今回の申請面積である[redacted]については、分筆はいつされたのか、また、許可後の対応についても説明をお願いします。

事務局
（杉山）

従前[redacted]となっておりまして、この面積の場合は土地利用の承認が必要となります。
また、分筆については令和８年３月にあり、分筆後に南側に農地含めて[redacted]が残地として残ります。
事前審査の際に事業地の位置が高いのではないか、というご質問を頂き、事業者に排水についてはお伝えをさせていただきました。
その際に、工事に入る段階で、周辺自治会長のもとへ相談をしたうえで、地域住民へ説明すると伺っております。

村松委員

[redacted]が設置されます。
今後、何か問題が発生した時には事業者と円滑に連絡が取れるよう、体制を整えるようにお願いいたします。

湖東委員

農地転用が出て、[redacted]ができることを知りますが、農地でない場合は申請がないまま[redacted]が設置される認識でよいか。

事務局
（杉山）

宅地等については特段の申請がないものとなっております。

事務局
（足立）

山林については青地山林か、五条森林か等の基準があるので、山林についてはある程度の把握ができると考えます。

永井委員

新事業は影響が未知数になる傾向がある。
問題が発生したした時の窓口を用意するべきではないかと思う。

事務局
（足立）

農地転用が必要な事業地については周辺への影響を鑑みて、環境部局、農政部局で問題共有をしていきます。

安間委員

[redacted]に申請が出たが、申請前に自治会への説明があったと伺った。
申請前に説明をするよう指導をする必要があるのではないかと考える。

事務局
（杉山）

事前の行政指導として、自治会等へ事前説明をするよう伝えていくようにしたいと考える。

松本委員

６番の[redacted]について、今回申請が出ているのは[redacted]ですが、間に農地でない箇所を含めており、事業地としては[redacted]を越えるのではないかと考える。
土地利用の対象にならないのか教えて欲しい。
また、崖地に係る法令確認についてはどうなっているか教えて欲しい。

事務局
（杉山）

今回の申請地の総面積は[redacted]となっている。
また、崖地については各課を回って法令確認をする際に特段の指摘がなかったため、問題がないと考える。

会長

先般、県外事業者による[redacted]申請があった。
[redacted]については公共性が高いエネルギーとなっている。
また、農地転用に係る申請にも係わらず、事業形態が見えてこないという問題がある。そういったものの情報について共有を頂きたい。

事務局
（足立）

国の動向を確認すると共に、許認可、情報等の整理をしたいと考える。

西村委員

[redacted]の台数に違いがあるが、何か理由があるのか、また、宅地があるが、人が居住しているのか
許可後に見回る必要があるのか

事務局（杉山）

[redacted]の容量に違いがあるので[redacted]が異なるため、数に差異があります。
宅地についてはもう居住していないため、解体し併用地とします。
また、許可後の見回りにつきましては、許可後に[redacted]のように見回りが義務付けられているわけではありません。

会長

他に、質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。
お諮りいたします。

議第４号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＝　異議なしの発言　＝

ご異議なしと認めます。
よって議第５号については、承認することに決しました。

次に「議第６号　非農地証明の交付について」
を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局（藤井）

それでは、15ページをご覧ください。議第６号「非農地証明の交付について」。非農地証明について下記のとおり申請がありましたので、審議を求めます。

令和８年４月17日　袋井市農業委員会長　永田勝美。

【１】

宇刈[redacted]につきましては、

約30年前まで申請者である[redacted]の親族が耕作をしておりましたが、30年前より耕作がされていない状態が続いたことにより現地が森林の様相を呈するものから、農地への復元は不可能であると見込まれ、申請がありました。

タブレット資料非農地証明１をご覧ください。申請地は株式会社タジマモーター北東と、北西の農地となっております。

以上、計１件、[redacted]でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑等に入ります。
順次発言を許します。何か補足意見やご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。
お諮りいたします。

議第６号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＝　異議なしの発言　＝

ご異議なしと認めます。
よって議第６号については、承認することに決しました。

次に、日程第３、
「報第１号　農地法第18条第６項の規定による通知の報告について」
事務局から報告をお願いします。

事務局
（宇津山）

それでは、16ページをご覧ください。
報第１号「農地法第18条第６項の規定による通知の報告について」。農地法第18条第６項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

令和８年４月17日、袋井市農業委員会長　永田勝美。

【１】
豊住[redacted]

以上でございます。

会長

以上で、協議事項の日程が終了しました。
ありがとうございました。